

○ 東京都区部の指定外就学許可基準について

・千代田区	P74
・中央区	P78
・港区	P81
・新宿区	P86
・文京区	P88
・台東区	P94
・墨田区	P95
・江東区	P97
・品川区	P100
・目黒区	P101
・大田区	P104
・世田谷区	P106
・中野区	P108
・杉並区	P112
・豊島区	P115
・北区	P119
・荒川区	P122
・板橋区	P125
・練馬区	P129
・足立区	P136
・葛飾区	P138
・江戸川区	P141

※ 渋谷区はホームページで公表していない

主な指定校変更事由 東京都区部一覽

	学校選択制等の実施状況											
	小学校	中学校										中学校
千代田区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自由選択
中央区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自由選択
港区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自由選択
新宿区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自由選択
文京区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自由選択
台東区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自由選択
墨田区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自由選択
江東区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自由選択
品川区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自由選択
目黒区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	隣接区域
大田区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
世田谷区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
渋谷区												自由選択
中野区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
杉並区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	隣接区域
豊島区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	隣接区域
北区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
荒川区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自由選択
板橋区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自由選択
練馬区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自由選択
足立区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自由選択
葛飾区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	隣接区域
江戸川区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自由選択

(※)徒歩通学可能な範囲に限る


 千代田区総合ホームページ

総合トップへ | 手続き | 住まい・環境・まちづくり | 福祉・学校 | 健康・医療 | しごと・産業・中小企業 | 文化・教養・人権 | 区政情報 |

現在の場所: [トップページ](#) > [福祉・学校](#) > [学校\(幼稚園、小学校、中学校など\)](#) > [学校教育の充実のために](#)

学校教育の充実のために

●区立小学校・中学校への新入学手続きについて

平成24年4月入学予定のお子さまの保護者宛に、入学先学校名を記載した「就学通知書」(はがき)をお送りしています。

就学通知書の裏面の入学確認票に必要事項を記載の上、入学先学校へ必ずご提出ください。

また、千代田区立の小・中学校・中等教育学校以外の国立・都立・私立の小学校・中学校・中等教育学校へ入学する場合は、入学許可証等の提出をお願いしておりますので、詳細は学務課学務係までお問い合わせください。

●区立小学校の入学

区立幼稚園、保育園、こども園に在籍しているお子さんの保護者に、1月下旬ごろに「就学通知書」をお送りします。

区立幼稚園、保育園、こども園に在籍していないお子さんの入学手続きは10月ごろ、入学確認のお手紙をお送りします。

なお、各小学校において、新たに小学校1年生になるお子さんを対象に11月に就学時健康診断を行います。10月ごろ、対象者全員に通知書をお送りいたしますので、指定された学校で受診してください。

●区立中学校の入学

千代田区では、区内に住む小学校6年生を対象に、自分にあった区立中学校を選択できるよう、学校選択制を実施しています。

保護者に、学校選択の申請書をお送りしますので、入学を希望する中学校を選択し、申請してください。

※区内に在住している外国籍のお子さんでも区立小学校、中学校に入学することができます。10月ごろ、入学手続きについて案内書をお送りします。

- ・[麴町小学校](#) (麴町2-8 電話:03-3263-7337)
- ・[九段小学校](#) (三番町16 電話:03-3263-0564)
- ・[番町小学校](#) (六番町8 電話:03-3263-3721)
- ・[富士見小学校](#) (富士見1-10-3 電話:03-3263-1006)
- ・[お茶の水小学校](#) (猿楽町1-1-1 電話:03-3292-0414)
- ・[千代田小学校](#) (神田司町2-16 電話:03-3256-6768)
- ・[昌平小学校](#) (外神田3-4-7 電話:03-3251-0448)
- ・[和泉小学校](#) (神田和泉町1 電話:03-3866-3939)
- ・[麴町中学校](#) (平河町2-5-1 電話:03-3263-4321)
- ・[神田一橋中学校](#) (一ツ橋2-6-14 電話:03-3265-5961)

●区立小・中学校の転入学

転出

通学している学校から「在学証明書」及び「教科用図書給与証明書」などを受け取り、転出先の区市町村で手続き後、転出先の教育委員会に転校の手続きについて問い合わせてください。

転入

通学している学校から「在学証明書」及び「教科用図書給与証明書」などを受け取り、転入手続き後、学務課学務係にお問い合わせください。

●区立小学校の通学区域・区立幼稚園・こども園(短時間保育)の通園区域

(平成22年4月1日現在)

学校名 (幼稚園・こども園名)	通学区域 (通園区域)
麴町小学校 (麴町幼稚園)	霞が関一・二・三丁目、永田町一・二丁目、隼町、平河町一・二丁目、 麴町一・二・三・四丁目、一番町、二番町(1・3・5・9・11)、 皇居外苑、千代田
九段小学校 (九段幼稚園)	三番町、四番町(1・2・3・8・11)、 九段南二・三・四丁目、九段北三・四丁目
番町小学校 (番町幼稚園)	麴町五・六丁目、紀尾井町、二番町(2・4・6・7・8・10・12・14)、 四番町(4・5・6・7・9)、五番町、六番町
富士見小学校 (ふじみこども園<短時間>)	北の丸公園、九段南一丁目、九段北一・二丁目、 富士見一・二丁目、飯田橋一・二・三・四丁目
お茶の水小学校 (お茶の水幼稚園)	大手町一丁目(4)、一ツ橋一・二丁目、神田神保町一・二・三丁目、 三崎町一・二・三丁目、西神田一・二・三丁目、猿樂町一・二丁目、 神田駿河台一・二丁目、神田駿河台三丁目(1・3・5・7・9・11)、 神田駿河台四丁目(1・3・5)、 神田錦町一・二・三丁目、神田小川町二・三丁目
千代田小学校 (千代田幼稚園)	丸の内一・二・三丁目、大手町一丁目(1~3・5~9)、大手町二丁目、 内幸町一・二丁目、有楽町一・二丁目、日比谷公園、 神田美土代町、内神田一・二・三丁目、神田司町二丁目、神田多町二丁目、 神田須田町一丁目(7・16・18・20・22・24・26・28・30・32・34)、 神田須田町二丁目、鍛冶町一・二丁目、神田鍛冶町三丁目、神田紺屋町、 神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、 岩本町一丁目(1~6)、岩本町二丁目(1~8)、岩本町三丁目(1、2)、 神田西福田町、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町
昌平小学校 (昌平幼稚園)	神田駿河台三丁目(2・4・6)、神田駿河台四丁目(2・4・6)、 神田小川町一丁目、神田淡路町一・二丁目、 神田須田町一丁目(1~6・8~15・17・19・21・23・25)、 外神田一・二・三・四・五・六丁目
和泉小学校 (いずみこども園<短時間>)	岩本町一丁目(7~14)、岩本町二丁目(9~19)、岩本町三丁目(3~11)、 東神田一・二・三丁目、神田和泉町、神田佐久間町一・二・三・四丁目、 神田平河町、神田松永町、神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練堀町、神田相生町

※小学校は通学区域によって指定されています。

※特別な事情により学校の変更を希望する場合は、事前に学務係にご相談ください。

※幼稚園・こども園(短時間保育)は、定員に余裕がある場合、通園区域外からの申し込みも可能です。

※こども園の短・長時間保育の申込受付は、子ども支援課にお問い合わせください。

●区立中学校の通学区域

「学びたい学校、学ばせたい学校」を自由に選ぶことができる学校選択制を実施しています。詳しくは、下記問い合わせ先までご連絡ください。

住所等を変更した場合は届け出をお忘れなく

区立小・中学校に在籍している児童・生徒の住所及び保護者名を変更した場合は、教育委員会へ届け出が必要です。

住所等を変更した場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。

●区立中学校選択

■平成24年度入学 区立中学校選択状況

千代田区では、千代田区に住む小学校6年生を対象に、自分にあつた区立中学校を選択できるよう、学校選択制を実施しています。

申請状況は、以下のとおりです。

なお、以下の学校選択の数は平成23年10月5日現在です。今後、転出・転入等による増減により人数に変動があります。

区立中学校選択 申請状況

小学6年生(千代田区民のみ)

麴町中学校:230名

神田一橋中学校:63名

合計:293名

(平成23年10月5日現在)

■今後の予定

(1)12月末までに学校選択の申請をした方

選択した中学校を指定校とし、就学通知書を平成24年1月末日までにお送りします。

(2)1月以降区内に転入した方

保護者あてに郵送する入学に関する案内にそつて、学校選択の申請手続を行つてください。手続き完了後、就学通知書を平成24年1月末日までに、あるいはそれ以降随時、就学通知書をお送りします。

(3)私立中学校等に進学が決まつた方

千代田区民の方で、受験等により国公立私立中学校等に進学する方は、進学先の学校長が発行する入学許可書を学務課学務係へ提出してください。

(4)千代田区立九段中等教育学校に進学が決まつた方

千代田区民の方で、千代田区立九段中等教育学校に進学する方は、九段中等教育学校長が発行する入学許可書を学務課学務係へ提示してください。

■ 選択校の変更を希望する方

今後、選択校の変更を希望する方は、平成23年11月15日(火)までに学務課学務係へ学校選択変更申請書の提出が必要です。

● 指定校変更

千代田区では、お住まいの住所によって、就学する区立小学校を指定しています。また、中学校では選択制によって、就学する区立中学校が指定されます。特別なご事情がある場合は、指定校の変更ができる場合があります。指定校の変更をご希望される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【指定校変更の例】

○ 転居予定

・住宅の購入、改築等により、おおむね1年以内に転居することが確実であるため、児童又は生徒が転居予定地の通学区域の学校を希望する場合

○ 家庭環境

・保護者の就労等により、学校との連絡、放課後の保護等、特に配慮を必要とする場合で、保護者の就労先が変更を希望する学校の学区域内にある場合

○ 兄弟関係

・兄又は姉が変更を希望する学校に在学中であり同一の学校へ就学させたほうが望ましい場合

○ 地理的理由

・登下校の安全・安心の確保について、個別に懸念される理由により、指定校以外の学校を希望する場合

○ 身体的理由

・疾病・身体的理由等により、指定校への通学には過重な負担を伴う場合
・長期間、定期的な通院・加療を要し、かかりつけの病院の近隣にある学校に就学することが望ましいと認められる場合

○ 教育的配慮

・いじめ等、他の児童又は生徒との関係から、転校が望ましいと認められる場合

○ その他

・上記に掲げるもののほか、特別の事情があると教育委員会が認めた場合

● 就学援助

区内に住み、お子様が公立または国立の小・中学校に通学している保護者の方で、生活保護を受けている方、またはこれに準ずると教育委員会が認める方に給食費や学用品などを援助しています。

区立小・中学校へ通っている方には、学校を通じてご案内します。区外の学校へ通学し、該当すると思われる方はお問い合わせください。

※詳細は、添付のPDFファイルをご覧ください。



くらしに便利な情報

ライフステージ

よくある手続き

中央区を紹介します！

区政を知ろう！参加しよう！

プレスリリース

現在の位置 [トップページ](#) ▶ [くらしに便利な情報](#) ▶ [学校教育](#) ▶ [小学校特認校制度](#)

- ▶ [給食用食材の放射性物質検査の結果](#)
- ▶ [区立柏学園における土壌等の除染対策について](#)
- ▶ [学校給食食材の産地情報について](#)
- ▶ [就学相談](#)
- ▶ [スクールバスの運行について](#)
- ▶ [小学校特認校制度](#)
- ▶ [24年度 幼稚園預かり保育\(登録利用\)募集](#)
- ▶ [新入学手続\(中学校\)](#)
- ▶ [新入学手続\(小学校\)](#)
- ▶ [小中学校の転校等の手続](#)
- ▶ [園児募集](#)
- ▶ [小・中学校指導サポーター募集](#)
- ▶ [いじめに関する「呼びかけ」](#)
- ▶ [中央区特別支援教育検討委員会](#)
- ▶ [区立学校案内](#)
- ▶ [中学校自由選択制](#)
- ▶ [中学校自由選択制に関するアンケート結果について](#)
- ▶ [区立幼稚園案内](#)
- ▶ [校外学園案内](#)
- ▶ [学校給食](#)
- ▶ [児童の健康・安全](#)
- ▶ [就学援助および就学奨励](#)
- ▶ [小・中学校使用教](#)

■ 小学校特認校制度

中央区では、平成21年度入学者から、特認校制度という学校選択制を実施しています。

通学区域の小学校へ入学する場合は申請の必要はありません。

特認校制度とは…

中央区では、通学区域により住所に基づいて就学校を指定しています。
([通学区域はこちら](#))

特認校制度とは、この通学区域を前提としながらも、施設に余裕のある学校を「特認校」として指定し、その特認校には通学区域に関係なく、希望により就学できる制度です。平成25年度は4校を指定しています。(全16校から自由に選択できるものではありません。)

【対象者】

中央区内在住の平成25年4月に新小学1年生となる学齢児童
(中央区在住者以外は、申込みできません。)

【就学の条件】

特認校への就学にあたっては、次の条件を満たす必要があります。

- 1 児童とその保護者が、就学を希望する特認校の教育方針に賛同すること
- 2 児童が特認校へ自力で通学すること
- 3 原則として、児童が特認校へ卒業まで通学すること

平成25年度特認校として他学区域からの就学者を募集する学校

25年度特認校一覧

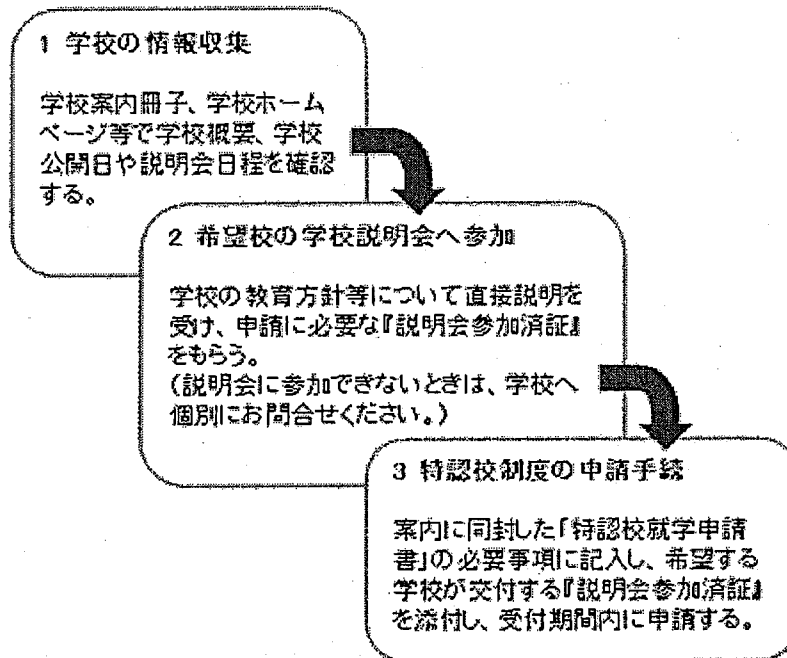
平成25年度特認校	所在地 電話番号	学校説明会開催日程 ※申請される場合はご参加ください。	学校公開の開催日程
城東小学校	八重洲2-2-2 3281-0401	9月20日(木曜日)午後3時から	9月8日(土曜日)午前8時30分から 学校公開 9月30日(日曜日)午前9時から 運動会 10月16日(火曜日)午前8時30分から 学校公開
泰明小学校	銀座5-1-13 3571-1765	9月15日(土曜日)午前8時40分から 9月21日(金曜日)午後3時30分から	9月15日(土曜日)午前9時20分から 学校公開 10月7日(日曜日)午前8時40分から 運動会
常盤小学校	日本橋本石町4-4-26 3241-1910	9月8日(土曜日)午前10時から 9月27日(木曜日)午前10時から 10月13日(土曜日)	10月13日(土曜日)午前8時30分から 学校公開

科書

- ▶ 区立小学校英語活動
- ▶ 適応教室「わくわく21」
- ▶ 個に応じた指導の充実
- ▶ 読書活動の推進
- ▶ 土曜スクール
- ▶ 教育相談
- ▶ 学校評議員制度の推進
- ▶ 語学指導員の配置

		午後1時から	
阪本小学校	日本橋兜町15-18 3666-0044	9月22日(土曜日)午後2時から 10月13日(土曜日)午後2時から	9月22日(土曜日)午前8時30分から 道徳授業地区公開講座 10月10日(水曜日)～16日(火曜日)午前8時30分から 授業参観[学校公開週間(14日(日曜日)を除く)] ※13日(土曜日)は伝統文化理解教室

特認校制度の申請手続



【申請受付期間】

平成24年10月1日(月曜日)～26日(金曜日)

【申請書の提出】

希望する特認校の学校説明会に参加して、申請する特認校から交付された『説明会参加済証』と『特認校就学申請書』(対象者のご家庭に7月下旬に送付しています。)を持参し、区役所6階学務課窓口で申請してください。

【申請結果】

11月上旬に結果をお知らせします。

ただし、受入れ上限を超える申請があった場合には抽選を行いますので、対象者へ抽選の実施日時等についてお知らせします。

【補欠登録】

抽選の結果補欠となった場合は、辞退者が生じた時にその登録順位に従い繰上げ当選とします。

補欠登録は12月20日までです。この間に繰り上げ当選とならなかった場合は、通学区域の学校に入学することになります。ただし、この時点でまだ受入

れ可能である特認校を再度希望することもできますので、第二希望の学校につきましても、事前に学校説明会に参加してください。(再申請にも希望する学校の説明会済み証が必要です。)

【募集枠の決定】

各特認校の募集枠は、通学区域内の児童、指定校変更承認者の出入りやその人数により増減します。特認校制度の申込み及び指定校変更申請の締切後に、特認校制度による受入れ人数が確定します。

その他

【小学校入学前のお子さんが受診する就学時健診】

平成24年11月に実施する就学時健診は、指定校(通学区域の学校)で受診してください。

【スクールバス】

月島地域から比較的離れている城東小・常盤小・阪本小への交通手段の確保として、スクールバスを運用しています。

(くわしくは、[こちら](#)でご確認ください。)

個別の事情がある場合

次のようなご事情がある場合は、指定校変更を申請することにより、特認校制度の申込者より優先して入学できます。

- 1.身体的理由
- 2.当該学区域内へ近々転居が確実
- 3.兄弟が同時に在学
- 4.併設の区立幼稚園に在園
- 5.学童クラブ入会決定(決定まで仮受付)

教育委員会と協議が必要です。詳細な事情を伺い、実態の調査や証明書類の審査等を行って判断しますので、学務課へご相談ください。


なお、指定校変更の申請受付期間は9月18日(火曜日)～10月5日(金曜日)です。

平成25年4月に小学校に入学するお子さんをお持ちの方へ

平成24年7月下旬に、本区就学制度の案内冊子と「特認校就学申請書」を対象児童のいる家庭へ発送しています。また、転入された方へは随時発送します。

お手元に届いていない場合は、学務課へお問合せください。

案内冊子はここからダウンロードできます。

 [平成25年度新1年生対象 中央区立小学校案内](#) PDF・3837KB

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Reader(旧Adobe Acrobat Reader)が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Readerのダウンロードへ](#)



ホーム > 子ども・家庭・教育 > 学校・幼稚園・教育 > 区立小・中学校 > 転入学案内 > 転入学に関する手続き > 指定校変更

更新日:2012年3月30日

指定校変更

港区に住民登録のある児童・生徒は、原則として指定校(お住まいの通学区域の学校)又は学校選択希望制により選択希望が可能な学校に就学をします。

上記の学校以外への就学について、特段の理由がある場合には教育委員会に指定校変更の申立てをすることができます。ただし、申立てすべてが認められるとは限りません。また、学校選択希望制により抽せんの対象となった等の理由で受け入れが制限されている学校・学年があります。

指定校変更の申立てに関する手続きの方法、必要書類等は教育委員会事務局学務課にお問合せください。

[指定校変更の申立に関する審査基準及び事務処理要綱\(PDF:127KB\)](#)

よくある質問

特によくある質問

[区立の小学校・中学校・幼稚園の学級数、児童数・生徒数・園児数について知りたい。](#)

[港区の奨学金について知りたい。](#)

[区内の小学校・中学校の通学区域について知りたい。](#)

「よくある質問コンテンツ」をご活用ください。



お問い合わせ

所属課室:教育委員会事務局学務課学校運営支援係

電話番号:03-3578-2111(内線:2726~2729)

〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 電話番号:03-3578-2111(代表) ファックス番号:03-3578-2034

Copyright (c) Minato City. All rights reserved.

指定校変更の申立てに関する審査基準及び事務処理要綱

平成19年12月1日

19港教学第1224号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)第8条及び港区立学校の通学区域に関する規則(昭和44年港区教育委員会規則第2号。以下「規則」という。)の規定に基づき、港区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定する港区立小学校又は中学校(以下「区立学校」という。)の変更(以下「指定校変更」という。)に関する保護者の申立てに係る審査について、必要な審査基準及び事務処理手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「児童」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第23条に規定する「学齢児童」又は施行令第5条第1項に規定する「就学予定者」のうち、翌学年の初めから小学校に就学する者をいう。

2 この要綱において「生徒」とは、法第39条第2項に規定する「学齢生徒」又は施行令第5条第1項に規定する「就学予定者」のうち、翌学年の初めから中学校に就学する者をいう。

3 この要綱において「保護者」とは、法第22条第1項に規定する「保護者」をいう。

(要件)

第3条 指定校変更の申立てができる者は、原則として児童又は生徒の保護者で、次の各号に掲げる申立ての要件をすべて満たすものとする。

- (1) 児童又は生徒本人及びその保護者が同居し、港区に住所を有していること。
- (2) 申立てにあたり、保護者は指定校変更後の児童又は生徒の通学時間、通学方法を明確にすること。また、その通学時間、通学方法が児童又は生徒の安全の確保と体力面を考慮して適正であること。
- (3) 通学途上における児童又は生徒の事故については、保護者が責任を持つことを承諾すること。
- (4) 承認期間満了後は、児童又は生徒が、教育委員会が指定する区立学校に就学すること。

(手続)

第4条 教育委員会に指定校変更の申立てをしようとする者(以下「申請者」という。)は、指定校変更申立書(第1号様式。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

2 申請者は、教育委員会が必要と認めるときは、教育委員会が指定する申請事由の事実関係を示す文書を申請書に添えなければならない。

(審査)

第5条 教育委員会は、申請書を受理したときは、別表に掲げる審査基準により、速やかにその申立内容について審査をしなければならない。

(承認又は不承認)

第6条 教育委員会は、前条に規定する審査の結果、申請書の内容が審査基準に該当すると認めるときは、指定校変更を承認し、申請者及び関係する学校長に対し、指定校変更承認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定校変更を承認しないものとし、申請者に対し、指定校変更不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

- (1) 前条に規定する審査の結果、申請書の内容が、審査基準に該当しないと認めるとき。
- (2) 指定校変更を承認することにより、学級編制その他学校の運営に重大な支障があると認めるとき。

(意見照会等)

第7条 教育委員会は、第5条に規定する審査に関し、必要に応じて次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 関係する学校長、その他関係者に意見の聴取及び事実関係の照会をすること。
- (2) 申立てに係る児童又は生徒及びその保護者に対し、関係する学校長との面接を課すこと。

(承認の取消し)

第8条 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項に規定する承認を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する申立ての要件に該当しなくなったとき。
- (3) 別表に掲げる審査基準に該当しなくなったとき。

2 教育委員会は、前項により承認を取り消すときは、児童又は生徒が就学すべき区立学校を指定するものとする。

(承認期間満了に関する通知)

第9条 教育委員会は、申請者に対し、指定校変更に係る承認期間満了後は規則に定める通学区域の区立学校に適正な就学をするよう通知するものとする。

(特則)

第10条 教育委員会は、学校統廃合、通学区域の変更等により児童又は生徒が就学すべき区立学校を指定するにあたり、事務処理上、指定校変更の処理を要する際は、申請者から申請書を徴することなく職権にてこれを行うことができるものとする。

2 前項に該当するときは、第6条第1項に規定する通知は、施行令第5条から第7条に規定する通知をもって代えることができるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会事務局次長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、小中一貫教育校に係る指定校変更のために必要な準備、手続き等は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。